

令和8年4月1日
水 道 局

東京都水道局「週休2日制確保工事」実施要領Q&Aの一部改定について

将来に渡り社会資本の整備及び維持管理を継続していくためには、建設業界の若手技術者を確保・育成していくことが重要であり、また、建設業においても、時間外労働の上限規制が適用されること等から、建設現場における「完全週休2日制」の実現が求められています。

このたび、令和8年4月1日付で「東京都水道局『週休2日制確保工事』実施要領Q&A」の一部を下記のとおり改定いたします。

1 主な改定概要

(1) 技術者単価の補正について

2 適用日

令和8年4月1日より起工する案件に適用する

3 その他

- ・実施にあたっては、『東京都水道局「週休2日制確保工事」実施要領（令和7年10月1日版）』に基づき行います。

実施要領は、東京都水道局ホームページから入手できます。

(https://www.waterworks.metro.tokyo.lg.jp/jigyosha/koji/oshirase/syukyu2sei_shikou.html)

【問い合わせ先】

水道局建設部技術管理課

(土木工事に関すること)

直通(03)5000-7993

(設備・建築工事に関すること)

直通(03)5000-7995